

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3846434号
(P3846434)

(45) 発行日 平成18年11月15日(2006.11.15)

(24) 登録日 平成18年9月1日(2006.9.1)

(51) Int. Cl.	F I
G06F 1/16 (2006.01)	G06F 1/00 312T
	G06F 1/00 313F

請求項の数 12 (全 23 頁)

(21) 出願番号	特願2003-60537 (P2003-60537)	(73) 特許権者	000004237
(22) 出願日	平成15年3月6日(2003.3.6)		日本電気株式会社
(65) 公開番号	特開2004-272472 (P2004-272472A)		東京都港区芝五丁目7番1号
(43) 公開日	平成16年9月30日(2004.9.30)	(74) 代理人	100109313
審査請求日	平成16年4月19日(2004.4.19)		弁理士 机 昌彦
		(74) 代理人	100136814
			弁理士 工藤 雅司
		(74) 代理人	100111637
			弁理士 谷澤 靖久
		(72) 発明者	市橋 徹
			東京都港区芝五丁目7番1号
			日本電気株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 スタンド付き情報処理装置及び表示装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

表示部を有する筐体と前記筐体を支えるスタンドからなる情報処理装置において、
前記情報処理装置は上筐体と下筐体から形成され、上筐体と下筐体とが連結機構により結合されて2つ折り可能に構成され、前記スタンドは、前記連結機構の外側に嵌合装着される装着部と脚部を備え、

前記スタンドの前記装着部には凸状ガイドが設けられ、前記上筐体と前記下筐体とを接近させて並列配置したときに背面に突出する前記連結機構に前記凸状ガイドが摺動自在に嵌合され、

前記装着部は、
前記連結機構の外側に嵌合する凹状溝を有し、

前記凸状ガイドは、
前記装着部に設けられた前記凹状溝の内面両側に形成されていることを特徴とするスタンド付き情報処理装置。

【請求項2】

前記脚部は、円盤形状であることを特徴とする請求項1に記載のスタンド付き情報処理装置。

【請求項3】

前記連結機構は、
前記上筐体の背面に設けられた第1の回動支持部材と、前記下筐体の背面に設けられた第

10

20

2の回動支持部材と、前記第1の回動支持部材に対して回動可能な第1の接続部材と、
前記第1の接続部材に対して回動可能な第2の接続部材と、前記第2の接続部材に対して回動可能であるとともに前記第2の回動支持部材に対して回動可能な第3の接続部材とを有することを特徴とする請求項1に記載のスタンド付き情報処理装置。

【請求項4】

前記連結機構は、

前記第1の接続部材と前記第1の回動支持部材とが接続される第1の接続部と、前記第1の接続部材と前記第2の接続部材とが接続される第2の接続部とにより形成される第1の凹部と、

前記第3の接続部材と前記第2の回動時支部材とが接続される第3の接続部と、前記第3の接続部材と前記第2の接続部材とが接続される第4の接続部とにより形成される第2の凹部とを有することを特徴とする請求項3に記載のスタンド付き情報処理装置。 10

【請求項5】

前記第1の凹部は、前記連結機構の外側に突出した前記第1の接続部及び前記第2の接続部により形成され、

前記第2の凹部は、前記連結機構の外側に突出した前記第3の接続部及び前記第4の接続部により形成されることを特徴とする請求項4に記載のスタンド付き情報処理装置。

【請求項6】

前記凸状ガイドは、

前記第1の凹部及び前記第2の凹部と摺動自在に嵌合することを特徴とする請求項4又は5に記載のスタンド付き情報処理装置。 20

【請求項7】

前記第1の凹部及び前記第2の凹部には摩擦部材が設けられていることを特徴とする請求項4乃至6いずれか1項に記載のスタンド付き情報処理装置。

【請求項8】

前記スタンドの前記装着部には摩擦部材が設けられていることを特徴とする請求項1乃至7いずれか1項に記載のスタンド付き情報処理装置。

【請求項9】

前記スタンドの前記脚部にスピーカを設けたことを特徴とする請求項1乃至8いずれか1項に記載のスタンド付き情報処理装置。 30

【請求項10】

前記スタンドの前記脚部に前記情報処理装置の周辺機器を内蔵したことを特徴とする請求項1乃至9いずれか1項に記載のスタンド付き情報処理装置。

【請求項11】

前記情報処理装置と前記スタンド脚部のスピーカあるいは周辺機器との間のデータ通信はBluetooth、無線LAN等の無線通信機能により行われることを特徴とする請求項9又は10に記載のスタンド付き情報処理装置。

【請求項12】

前記周辺機器は、

光学ディスクドライブであることを特徴とする請求項10又は11に記載のスタンド付き情報処理装置。 40

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、表示装置及び情報処理装置を立てかけることが可能な装置に関するものである。

【0002】

【従来の技術】

ポータブルタイプの情報処理装置は、近年、キーボードの代わりにペンを用いた携帯型のペン入力コンピュータ装置が商品化されている。

携帯型のペン入力コンピュータ装置は、携帯性を重視して作られており、コンピュータ装置を自由に持ち運んで使用することが前提とされている。また、このようなコンピュータ装置は扱う上での自由度が増しているため、縦方向にも、横方向にも扱うことが可能となっている。

【0003】

しかし、携帯型のペン入力コンピュータ装置は、手で保持して使用方法が一般的と考えられており、これ以外の使用形態はあまり考えられていない。従って、通常、手で携帯型ペン入力コンピュータ装置を保持せずにディスプレイとして使用する場合には、コンピュータ装置を机に寝かせて使用するか壁などに立てかけて使用していた。

【0004】

上記の問題点を解消するため、携帯型のペン入力コンピュータ装置に関して、ペン入力コンピュータ装置の背面に係合溝を設け、スタンドの装着部材に係合溝に合わせることでペン入力コンピュータ装置を立てかけるスタンドに関する発明が考えられている（例えば、特許文献1参照）。

【0005】

あるいは、ペン入力コンピュータ装置の背面に軸受部を設け、スタンドとなるハンドルを軸受部に取り付け、ハンドルの収納が可能なスタンドに関する発明が考えられている（例えば、特許文献2参照）。

【特許文献1】

特開8-101730号公報（第4-5頁 図1-図5）

【特許文献2】

特開10-91281号公報（第6-7頁 図6、図15-図19）

【0006】

【発明が解決しようとする課題】

これらの発明では、携帯型ペン入力コンピュータ装置を立て掛けることは可能となるが、特許文献1の発明ではスタンドの傾斜状態を変更することが不可能であった。また、特許文献2の発明では、スタンドの傾斜状態を変更可能だとしても、2段階でしか変更できず、携帯型ペン入力コンピュータ装置を使用する角度を使用者の希望に合わせて自由に調節できないという問題が生じていた。

【0007】

【発明の目的】

本発明は上記問題点に鑑みなされたもので、その目的は、スタンドの設置角度を使用者の希望に合わせて自由に調節することを容易にした情報処理装置及び表示装置を提供することにある。

【0008】

【課題を解決するための手段】

本発明のスタンド付き情報処理端末は、表示部を有する筐体と前記筐体を支えるスタンドからなる情報処理装置であって、前記スタンドは前記筐体への装着部と脚部を備え、前記筐体には前記スタンドの装着部を嵌合装着する凹状溝部が設けられ、前記装着部が前記凹状溝部に沿って摺動自在としこれにより前記筐体の設置角度を調節可能としたことを特徴とする。

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記表示部にタッチパネル機構又はタブレット機構が積層されていてもよい。

【0009】

本発明のスタンド付き情報処理装置は、表示部を有する筐体と前記筐体を支えるスタンドからなる情報処理装置であって、前記情報処理装置は上筐体と下筐体から形成され、上筐体と下筐体とが連結機構により結合されて2つ折り可能に構成され、前記スタンドは、前記連結機構の外側に嵌合装着される装着部と脚部を備えたことを特徴とする。

【0010】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記スタンドの前記装着部には凸状ガイド

10

20

30

40

50

が設けられ、前記上筐体と前記下筐体とを接近させて並列配置したときに背面に突出する前記連結機構に前記凸状ガイドが摺動自在に嵌合されてもよい。

【0011】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記凸状ガイドは、前記装着部に設けられた凹状溝の内面両側にこの溝に沿って形成され、前記脚部は円盤形状とされてもよい。

【0012】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記連結機構は、前記上筐体の背面に設けられた第1の回動支持部材と、前記下筐体の背面に設けられた第2の回動支持部材と、前記第1の回動支持部材に対して回動可能な第1の接続部材と、前記第1の接続部材に対して回動可能な第2の接続部材と、前記第2の接続部材に対して回動可能であるとともに前記第2の回動支持部材に対して回動可能な第3の接続部材とを有してもよい。

10

【0013】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記スタンドの前記脚部にスピーカを設けてもよい。

【0014】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記スタンドの前記脚部に前記情報処理装置の周辺機器を内蔵してもよい。

【0015】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記情報処理装置と前記スタンド脚部のスピーカあるいは周辺機器との間のデータ通信はBluetooth、無線LAN等の無線通信機能により行われてもよい。

20

【0016】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記筐体の接地面と前記スタンドの接地面に摩擦部材を備えてもよい。

【0017】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記筐体の前記連結機構と前記スタンドの装着部に電磁石を備えてもよい。

【0018】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記筐体の前記連結機構と前記スタンドの凸状ガイドに摩擦部材を備えてもよい。

30

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記表示部にタッチパネル機構又はタブレット機構が積層されてもよい。

本発明のスタンド付き情報処理装置は、表示部を備えた筐体と前記筐体を支えるスタンドからなる情報処理装置であって、前記スタンドは前記筐体への装着部と脚部を備え、前記筐体の背面には前記装着部を嵌合装着する凹状溝部が設けられ、前記装着部の先端部が前記凹状溝部に沿って摺動自在としこれにより前記筐体の設置角度を調節可能としたことを特徴とするスタンド付き情報処理装置。

【0019】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記筐体の前記凹状溝部は、台形状の断面をもつよう形成され、前記スタンドの前記先端部は、この台形状と嵌合する形状とされてもよい。

40

【0020】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記脚部は、円柱形状でその側面が接地するよう構成されてもよい。

【0021】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記スタンドの前記脚部にスピーカを設けてもよい。

【0022】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記スタンドの前記脚部に前記情報処理装置の周辺機器の機能を設けてもよい。

50

【 0 0 2 3 】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記情報処理装置と前記スタンド脚部のスピーカあるいは周辺機器の間のデータ通信はBluetooth、無線LAN等の無線通信機能により行われてもよい。

【 0 0 2 4 】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記筐体の凹状溝部と前記スタンドの装着部の前記先端部に摩擦部材を備えてもよい。

【 0 0 2 5 】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記筐体の接地面と前記スタンドの接地面に摩擦部材を備えてもよい。

10

【 0 0 2 6 】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記筐体の凹状溝部と前記スタンドの前記装着部の前記先端部に、電磁石を備えてもよい。

【 0 0 2 7 】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記表示部にタッチパネル機構又はタブレット機構が積層されてもよい。

【 0 0 2 8 】

本発明のスタンド付き情報処理装置は、表示部を有する筐体と前記筐体を支えるスタンドからなる情報処理装置であって、前記スタンドは前記筐体への装着部に設けられた凸状ガイドと脚部を備え、前記筐体の左右側面には前記凸状ガイドと嵌合装着する凹状溝部が設けられ、前記凸状ガイドが前記凹状溝部に沿って摺動自在としこれにより前記筐体の設置角度を調節可能としたことを特徴とする。

20

【 0 0 2 9 】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記凹状溝部は、前記筐体の前記左右両側面に形成され、前記凸状ガイドは、前記装着部の先端内側面に形成されてもよい。

【 0 0 3 0 】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記スタンドは、2つの前記装着部と、円形状の接地面を有する2つの前記脚部と、円柱状の接続部とを備えてもよい。

【 0 0 3 1 】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記2つの脚部の一つには内側側面に第1の凹部が形成され、他方の脚部には内側側面に第2の凸部が形成され、前記接続部は一端面に前記第1の凹部と嵌合する第1の凸部が形成されかつ反対側の端面には前記第2の凸部と嵌合する第2の凹部が形成され、各々嵌合可能であってもよい。

30

【 0 0 3 2 】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記スタンドの前記脚部にスピーカを設けてもよい。

【 0 0 3 3 】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記スタンドの前記脚部に前記情報処理装置の周辺機器の機能を設けてもよい。

【 0 0 3 4 】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記情報処理装置と前記スタンドの脚部のスピーカあるいは周辺機器との間のデータ通信はBluetooth、無線LAN等の無線通信機能により行われてもよい。

40

【 0 0 3 5 】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記筐体の前記凹状溝部と前記スタンドの前記凸状ガイドに摩擦部材を備えてもよい。

【 0 0 3 6 】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記筐体の接地面と前記スタンドの接地面に摩擦部材を備えてもよい。

【 0 0 3 7 】

50

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記筐体の前記凹状溝部と前記スタンドの前記凸状ガイドに電磁石を備えてもよい。

【0038】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記表示部にタッチパネル機構又はタブレット機構が積層されてもよい。

【0039】

本発明のスタンド付き情報処理装置は、表示部を有する筐体と前記筐体を支えるスタンドからなる情報処理装置であって、前記スタンドは前記筐体への装着部と脚部を備え、前記筐体には前記スタンドの前記装着部を嵌合装着する幅広の凹状溝部が設けられ、前記装着部が前記凹状溝部に沿って摺動自在としこれにより前記筐体の設置角度を調節可能としたことを特徴とする。

10

【0040】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記スタンドは前記装着部と前記脚部との間に形成された軸部に弾性部材を備え、当該弾性部材の弾性力により前記装着部の先端部を前記筐体の前記凹状溝部内に拘止することにより当該スタンドを前記筐体に固定してもよい。

【0041】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記装着部の前記先端部外側側面に前記凹溝状部に沿って前記先端部をガイドし拘止される凸状ガイドが形成されてもよい。

【0042】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記スタンドは、2つの前記装着部材と半円状の接地面を有する2つの前記脚部と2つの軸部と弾性部材を備え、一方の軸部は連結用の第1の凹軸が形成され、他方の軸部は連結用の第1の凸軸が形成され、前記第1の凹軸と前記第1の凸軸との間に前記弾性部材を設けてもよい。

20

【0043】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記スタンドの前記脚部にスピーカを設けてもよい。

【0044】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記情報処理装置と前記スタンド脚部のスピーカとの間のデータ通信はBluetooth、無線LAN等の無線通信機能により行われてもよい。

30

【0045】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記表示部にタッチパネル機構又はタブレット機構が積層されてもよい。

【0046】

本発明のスタンド付き情報処理装置は、表示部を有する筐体と前記筐体を支えるスタンドからなる情報処理装置であって、前記スタンドは前記筐体への装着部と脚部を備え、前記筐体の背面には前記スタンドの装着部を嵌合装着する凹状溝部が2つ隣接して設けられ、前記装着部が前記凹状溝部に沿って摺動自在としこれにより前記筐体の設置角度を調節可能としたことを特徴とする。

40

【0047】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記スタンドは、前記装着部の内側側面の軸部に弾性部材を設けており、当該弾性部材の弾性力により前記装着部の先端部を前記コンピュータ筐体の前記2つの凹状溝部を跨ぐように拘止し、当該スタンドが前記筐体に固定してもよい。

【0048】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記装着部の前記先端部には切り欠き部が形成されており、前記弾性力により前記2つの凹状溝部を跨ぐようにその内側面を押圧し前記スタンドを前記筐体に固定してもよい。

【0049】

50

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記スタンドは、2つの前記装着部と円形状の接地面を有する2つの前記脚部と2つの前記軸部と弾性部材を備え、一方の前記軸部に連結用の第1の凹軸が形成され、他方の軸部は連結用の第1の凸部が形成され、前記第1の凹軸と前記第1の凸軸との間に弾性部材を設けてもよい。

【0050】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記スタンドの前記脚部にスピーカを設けてもよい。

【0051】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記情報処理装置と前記スタンド脚部のスピーカとの間のデータ通信はBluetooth、無線LAN等の無線通信機能により行われてもよい

10

。本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記表示部にタッチパネル機構又はタブレット機構が積層されてもよい。

本発明のスタンド付き情報処理装置は、表示部を有する筐体と前記筐体を支えるスタンドからなる情報処理装置であって、前記スタンドは前記筐体への装着部と脚部を備え、前記筐体の背面には前記スタンドの装着部を嵌合装着する2つの凹状溝部が設けられ、前記装着部が前記凹状溝部に沿って摺動自在としこれにより前記筐体の設置角度を調節可能としたことを特徴とする。

【0052】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記脚部は、円盤形状に形成されてもよい

20

【0053】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記スタンドの前記脚部にスピーカを設けてもよい。

【0054】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記スタンドの前記脚部に前記情報処理端末の周辺機器の機能を設けてもよい。

【0055】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記情報処理端末と前記スタンド脚部との間のデータ通信はBluetooth、無線LAN等の無線通信機能により行われてもよい。

30

【0056】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記筐体の前記凹状溝部と前記スタンドの前記装着部に摩擦部材を備えてもよい。

【0057】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記筐体の接地面と前記スタンドの接地面に摩擦部材を備えてもよい。

【0058】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記筐体の前記凹状溝部と前記スタンド装着部に電磁石を備えてもよい。

【0059】

本発明のスタンド付き情報処理装置において、前記表示部にタッチパネル機構又はタブレット機構が積層されてもよい。

40

本発明のスタンド付き表示装置は、表示部を有する筐体と前記筐体を支えるスタンドからなる表示装置であって、前記スタンドは前記筐体への装着部と脚部を備え、前記筐体には前記スタンドの装着部を嵌合装着する凹状溝部が設けられ、前記装着部が前記凹状溝部に沿って摺動自在としこれにより前記筐体の設置角度を調節可能としたことを特徴とする。本発明のスタンド付き表示装置において、前記表示部にタッチパネル機構又はタブレット機構が積層されてもよい。

【0060】

本発明のスタンド付き表示装置は、表示部を有する筐体と前記筐体を支えるスタンドから

50

なる表示装置であって、前記表示装置は上筐体と下筐体から形成され、上筐体と下筐体とが連結機構により結合されて2つ折り可能に構成され、前記スタンドは、前記連結機構の外側に嵌合装着される装着部と脚部を備えたことを特徴とする。

【0061】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記スタンドの前記装着部には凸状ガイドが設けられ、前記上筐体と前記下筐体とを接近させて並列配置したときに背面に突出する前記連結機構に前記凸状ガイドが摺動自在に嵌合されてもよい。

【0062】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記凸状ガイドは、前記装着部に設けられた凹状溝の内面両側にこの溝に沿って形成され、前記脚部は円盤形状とされてもよい。

10

【0063】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記連結機構は、前記上筐体の背面に設けられた第1の回動支持部材と、前記下筐体の背面に設けられた第2の回動支持部材と、前記第1の回動支持部材に対して回動可能な第1の接続部材と、前記第1の接続部材に対して回動可能な第2の接続部材と、前記第2の接続部材に対して回動可能であるとともに前記第2の回動支持部材に対して回動可能な第3の接続部材とを有してもよい。

【0064】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記スタンドの前記脚部にスピーカを設けてもよい。

【0065】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記スタンドの前記脚部に前記表示装置の周辺機器を内蔵してもよい。

20

【0066】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記表示装置と前記スタンド脚部のスピーカあるいは周辺機器との間のデータ通信はBluetooth、無線LAN等の無線通信機能により行われてもよい。

【0067】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記筐体の接地面と前記スタンドの接地面に摩擦部材を備えてもよい。

【0068】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記筐体の前記連結機構と前記スタンドの装着部に電磁石を備えてもよい。

30

【0069】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記筐体の前記連結機構と前記スタンドの凸状ガイドに摩擦部材を備えてもよい。

本発明のスタンド付き表示装置において、前記表示部にタッチパネル機構又はタブレット機構が積層されてもよい。

本発明のスタンド付き表示装置は、表示部を備えた筐体と前記筐体を支えるスタンドからなる表示装置であって、前記スタンドは前記筐体への装着部と脚部を備え、前記筐体の背面には前記装着部を嵌合装着する凹状溝部が設けられ、前記装着部の先端部が前記凹状溝部に沿って摺動自在としこれにより前記筐体の設置角度を調節可能としたことを特徴とするスタンド付き表示装置。

40

【0070】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記筐体の前記凹状溝部は、台形状の断面をもつよう形成され、前記スタンドの前記先端部は、この台形状と嵌合する形状とされてもよい。

【0071】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記脚部は、円柱形状でその側面が接地するよう構成されてもよい。

【0072】

50

本発明のスタンド付き表示装置において、前記スタンドの前記脚部にスピーカを設けてもよい。

【0073】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記スタンドの前記脚部に前記表示装置の周辺機器の機能を設けてもよい。

【0074】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記表示装置と前記スタンド脚部のスピーカあるいは周辺機器の間のデータ通信はBluetooth、無線LAN等の無線通信機能により行われてもよい。

【0075】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記筐体の凹状溝部と前記スタンドの装着部の前記先端部に摩擦部材を備えてもよい。

【0076】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記筐体の接地面と前記スタンドの接地面に摩擦部材を備えてもよい。

【0077】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記筐体の凹状溝部と前記スタンドの前記装着部の前記先端部に、電磁石を備えてもよい。

【0078】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記表示部にタッチパネル機構又はタブレット機構が積層されてもよい。

【0079】

本発明のスタンド付き表示装置は、表示部を有する筐体と前記筐体を支えるスタンドからなる表示装置であって、前記スタンドは前記筐体への装着部に設けられた凸状ガイドと脚部を備え、前記筐体の左右側面には前記凸状ガイドと嵌合装着する凹状溝部が設けられ、前記凸状ガイドが前記凹状溝部に沿って摺動自在としこれにより前記筐体の設置角度を調節可能としたことを特徴とする。

【0080】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記凹状溝部は、前記筐体の前記左右両側面に形成され、前記凸状ガイドは、前記装着部の先端内側面に形成されてもよい。

【0081】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記スタンドは、2つの前記装着部と、円形状の接地面を有する2つの前記脚部と、円柱状の接続部とを備えてもよい。

【0082】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記2つの脚部の一つには内側側面に第1の凹部が形成され、他方の脚部には内側側面に第2の凸部が形成され、前記接続部は一端面に前記第1の凹部と嵌合する第1の凸部が形成されかつ反対側の端面には前記第2の凸部と嵌合する第2の凹部が形成され、各々嵌合可能であってもよい。

【0083】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記スタンドの前記脚部にスピーカを設けてもよい。

【0084】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記スタンドの前記脚部に前記表示装置の周辺機器の機能を設けてもよい。

【0085】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記表示装置と前記スタンドの脚部のスピーカあるいは周辺機器との間のデータ通信はBluetooth、無線LAN等の無線通信機能により行われてもよい。

【0086】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記筐体の前記凹状溝部と前記スタンドの前記

10

20

30

40

50

凸状ガイドに摩擦部材を備えてもよい。

【0087】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記筐体の接地面と前記スタンドの接地面に摩擦部材を備えてもよい。

【0088】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記筐体の前記凹状溝部と前記スタンドの前記凸状ガイドに電磁石を備えてもよい。

【0089】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記表示部にタッチパネル機構又はタブレット機構が積層されてもよい。

10

【0090】

本発明のスタンド付き表示装置は、表示部を有する筐体と前記筐体を支えるスタンドからなる表示装置であって、前記スタンドは前記筐体への装着部と脚部を備え、前記筐体には前記スタンドの前記装着部を嵌合装着する幅広の凹状溝部が設けられ、前記装着部が前記凹状溝部に沿って摺動自在としこれにより前記筐体の設置角度を調節可能としたことを特徴とする。

【0091】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記スタンドは前記装着部と前記脚部との間に形成された軸部に弾性部材を備え、当該弾性部材の弾性力により前記装着部の先端部を前記筐体の前記凹状溝部に拘止することにより当該スタンドを前記筐体に固定してもよい。

20

【0092】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記装着部の前記先端部外側側面に前記凹溝状部に沿って前記先端部をガイドし拘止される凸状ガイドが形成されてもよい。

【0093】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記スタンドは、2つの前記装着部材と半円状の接地面を有する2つの前記脚部と2つの軸部と弾性部材を備え、一方の軸部は連結用の第1の凹軸が形成され、他方の軸部は連結用の第1の凸軸が形成され、前記第1の凹軸と前記第1の凸軸との間に前記弾性部材を設けてもよい。

【0094】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記スタンドの前記脚部にスピーカを設けてもよい。

30

【0095】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記表示装置と前記スタンド脚部のスピーカとの間のデータ通信はBluetooth、無線LAN等の無線通信機能により行われてもよい。

【0096】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記表示部にタッチパネル機構又はタブレット機構が積層されてもよい。

【0097】

本発明のスタンド付き表示装置は、表示部を有する筐体と前記筐体を支えるスタンドからなる表示装置であって、前記スタンドは前記筐体への装着部と脚部を備え、前記筐体の背面には前記スタンドの装着部を嵌合装着する凹状溝部が2つ隣接して設けられ、前記装着部が前記凹状溝部に沿って摺動自在としこれにより前記筐体の設置角度を調節可能としたことを特徴とする。

40

【0098】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記スタンドは、前記装着部の内側側面の軸部に弾性部材を設けており、当該弾性部材の弾性力により前記装着部の先端部を前記コンピュータ筐体の前記2つの凹状溝部を跨ぐように拘止し、当該スタンドが前記筐体に固定してもよい。

【0099】

50

本発明のスタンド付き表示装置において、前記装着部の前記先端部には切り欠き部が形成されており、前記弾性力により前記2つの凹状溝部を跨ぐようにその内側面を押圧し前記スタンドを前記筐体に固定してもよい。

【0100】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記スタンドは、2つの前記装着部と円形状の接地面を有する2つの前記脚部と2つの前記軸部と弾性部材を備え、一方の前記軸部に連結用の第1の凹軸が形成され、他方の軸部は連結用の第1の凸部が形成され、前記第1の凹軸と前記第1の凸軸との間に弾性部材を設けてもよい。

【0101】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記スタンドの前記脚部にスピーカを設けてもよい。 10

【0102】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記表示装置と前記スタンド脚部のスピーカとの間のデータ通信はBluetooth、無線LAN等の無線通信機能により行われてもよい。

本発明のスタンド付き表示装置において、前記表示部にタッチパネル機構又はタブレット機構が積層されてもよい。

本発明のスタンド付き表示装置は、表示部を有する筐体と前記筐体を支えるスタンドからなる表示装置であって、前記スタンドは前記筐体への装着部と脚部を備え、前記筐体の背面には前記スタンドの装着部を嵌合装着する2つの凹状溝部が設けられ、前記装着部が前記凹状溝部に沿って摺動自在としこれにより前記筐体の設置角度を調節可能としたことを特徴とする。 20

【0103】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記脚部は、円盤形状に形成されてもよい。

【0104】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記スタンドの前記脚部にスピーカを設けてもよい。

【0105】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記スタンドの前記脚部に前記情報処理端末の周辺機器の機能を設けてもよい。

【0106】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記情報処理端末と前記スタンド脚部との間のデータ通信はBluetooth、無線LAN等の無線通信機能により行われてもよい。

【0107】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記筐体の前記凹状溝部と前記スタンドの前記装着部に摩擦部材を備えてもよい。

【0108】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記筐体の接地面と前記スタンドの接地面に摩擦部材を備えてもよい。

【0109】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記筐体の前記凹状溝部と前記スタンド装着部に電磁石を備えてもよい。 40

【0110】

本発明のスタンド付き表示装置において、前記表示部にタッチパネル機構又はタブレット機構が積層されてもよい。

【0111】

【発明の実施の形態】

以下、本発明の第1実施の形態を、図面を用いて説明する。図1～図7は本発明の第1実施形態によるスタンド付きタブレットパーソナルコンピュータに係り、図1は、2つ折り可能なノート型タブレットパーソナルコンピュータ1の上筐体2と下筐体3とを開いた状態の正面図と側面図である。

【0112】

図1に示すように、2つ折り可能なノート型タブレットパーソナルコンピュータ1は、表示部4が各々設けられた上筐体2及び下筐体3と連結機構5とから構成されている。表示部4には、タッチパネル機構またはタブレット機構が積層されている。図1に示す例では、表示部4にソフトウェアキーボードが表示されており、ユーザが表示部4を指やペンでタッチすることによりパーソナルコンピュータ1に情報を入力することができる。上筐体2と下筐体3とは連結機構5により一体不可分、且つ、回動可能に連結されている。この実施形態のパーソナルコンピュータ1は、3つの連結部材5a、5b、5c、からなる連結機構5を備える。

図2は連結機構5を詳細に説明するための分解図である。図2は、下筐体3及び連結部材5cの図示は省略してあるが、下筐体3および連結部材5cは、それぞれ上筐体2および連結部材5aと対称の形状をしている。図1および図2を参照すると、上筐体2の背面には、回動支持部材58および59が設けられている。回動支持部材58および59には、連結部材5aが回動可能に取り付けられている。また、連結部材5aには、連結部材5bが回動可能に取り付けられている。また、連結部材5bには、連結部材5cが回動可能に取り付けられている。また、下筐体の背面には、回動支持部材60、61（図示せず）が設けられている。回動支持部材60、61（図示せず）には、連結部材5cが回動可能に取り付けられている。なお、連結部材5aには、タッチパネル用のペン62が収納可能である。この連結機構5により、上筐体2と下筐体3の各々の表示部4を極めて接近させて並べることが可能となり、この状態では大画面の表示部を備えたタブレット型パーソナルコンピュータ1として利用できる。上筐体2及び下筐体3の両方の表示部4を両方合わせて使用する場合には、図1の状態から、連結部材5a乃至連結部材5cをパーソナルコンピュータ1の背面から突出するように連結部材5a乃至連結部材5cを回動させる。その結果、図3に示すように、上筐体2の表示部4と下筐体3の表示部4との側面が可能な限り接近する。

【0113】

スタンド6は、図4及び図5に示すように、パーソナルコンピュータ1に装着するための装着部7と、厚みのある円盤を横にしたような形状を有しその周辺側面において設置するよう構成された脚部8とから構成されている。装着部7の先端は、図2の連結機構5（折り曲げられた状態）の外側に嵌合するための二又形状になるように、図4の上下方向に伸びる凹状の溝9が設けられている。この凹状溝9の内面両側には、同じく図4の上下方向に伸びる凸状ガイド10が1つずつ設けられている。2つの凸状ガイド10が、タブレットパーソナルコンピュータ1の連結部材5aと連結部材5cに形成された2つの凹部11に各々嵌合することで、図6及び図7に示すように、2つ折り可能なノート型タブレットパーソナルコンピュータ1にスタンド6を装着することができる。

【0114】

次に、以上に説明したように構成されたスタンド付きタブレットパーソナルコンピュータの設置角度の調節について説明する。

図3及び図6を参照すると、タブレットパーソナルコンピュータ1の連結機構5に形成された凹部11に、スタンド6の装着部7の先端部内側側面に形成された凸状ガイド10を嵌合させることで、スタンド6を連結機構5に沿って摺動させることが可能となり、タブレットパーソナルコンピュータ1の設置角度を任意の角度に調節できる。

図7(a)に示すように、スタンド6をパーソナルコンピュータ1の接地面側（図の下側）の方に摺動させると、パーソナルコンピュータ1の筐体の設置角度は90度に近づく。逆に、図7(b)に示すように、スタンド6をパーソナルコンピュータ1の筐体の接地面側とは反対の方向（図の上側）に摺動させると、パーソナルコンピュータ1の筐体の設置角度が鋭角となり、より傾いた状態となる。

【0115】

パーソナルコンピュータ1の設置角度の固定は、スタンド6の装着部7の凸状ガイド10とパーソナルコンピュータ1の連結機構5の凹部11との間に適度な摩擦力を持たせてお

10

20

30

40

50

くことにより設置角度を安定させることが可能となる。

【0116】

次に、本発明の第2実施の形態を、図面を用いて説明する。図8及び図9は本発明の第2の実施形態によるスタンド付きタブレットパーソナルコンピュータ12に係り、図8は、パーソナルコンピュータ12の筐体背面にスタンド13を装着した状態の斜視図である。図8に示すように、パーソナルコンピュータ12の背面の中央部にガイド用の凹状溝14が設けられている。この凹状溝14は、溝の底辺の幅14bが上辺（開口側）の幅14aより広い台形状の断面を持つ溝である。

【0117】

スタンド13は、図8に示すように、装着部15と、円柱を横にした形状を有しその周辺側面において設置するよう構成された脚部16とから構成される。装着部15の先端部は、パーソナルコンピュータ12筐体背面の凹状溝14と嵌合する形状にされている。このスタンド13は、装着部15の先端部を凹状溝14の一端（図8の上側）から挿入し嵌合することで、パーソナルコンピュータ12の筐体の背面に装着される。

10

【0118】

次にパーソナルコンピュータ12の設置角度の調節について説明する。パーソナルコンピュータ12筐体背面の凹状溝14とスタンド13の到着部15の先端とは適度な摩擦力で嵌合されているので、外力を加えない状態ではその位置を保持するが、強い力を加えるとスタンド13は凹状溝14に沿って摺動可能となっている。従って、タブレットパーソナルコンピュータ12の設置角度を任意の角度に調節することが可能となる。

20

【0119】

第1実施の形態と同様に、スタンド13をパーソナルコンピュータ12の接地面側の方に摺動させると、パーソナルコンピュータ12の設置角度は90度に近づく。逆に、スタンド13をパーソナルコンピュータ12の接地面側とは反対の方向に摺動させると、パーソナルコンピュータ12の設置角度は鋭角となり、より傾いた状態となる。

【0120】

次に、本発明の第3実施の形態を、図面を用いて説明する。図10～図12は本発明の第3実施の形態によるスタンド付きタブレットパーソナルコンピュータに係り、図10は、タブレットパーソナルコンピュータ17にスタンド18を装着した状態の斜視図である。図10に示すように、パーソナルコンピュータ17筐体の左右の側面に、ガイド用の凹状溝19が各々設けられている。

30

【0121】

スタンド18は、図11及び図12に示すように、2つの装着部20と、2つの円状の脚部21、22と、脚部21-22間を連結する円柱状の接続部23とから構成されている。

【0122】

図11に示すように、脚部21の内側側面には第1の凹部24が設けられており、一方、接続部23の一端面（側面）にはこの第1の凹部24と嵌合する形状の第1の凸部25が設けられている。また、接続部23の反対側の端面には第2の凹部26が設けられ、一方、脚部22の内側側面にはこの第2の凹部26と嵌合する形状の第2の凸部27が形成されている。

40

スタンド18の装着部20の先端部内側側面には、図12の上下方向に伸びる凸状ガイド28が一つずつ設けられている。

【0123】

次に、パーソナルコンピュータ17の設置角度の調節について説明する。図11に示すように、パーソナルコンピュータ17の左右側面に形成された凹状溝19に、スタンド18の装着部20の先端部内側面に形成された凸状ガイド28を各々摺動可能に嵌合させることでスタンド18の設置角度を調節することが可能となる。

【0124】

50

第1実施の形態と同様に、スタンド18をパーソナルコンピュータ17の接地面側の方に摺動させて固定すると、パーソナルコンピュータ17の設置角度は90度に近づく。逆に、スタンド18をパーソナルコンピュータ17の接地面側とは反対の方向に摺動させると、パーソナルコンピュータ17の設置角度が鋭角となり、より傾いた状態となる。

【0125】

パーソナルコンピュータ17の設置角度の固定は、スタンド18の凸状ガイド28とパーソナルコンピュータ17の側面の凹状溝19との間に適度な摩擦力を持たせておくことにより設置角度を安定させることができる。

【0126】

本実施の形態で用いたスタンド18は、脚部21、22と接続部23とに分かれているが、タブレットパーソナルコンピュータ17の左右側面に形成されたガイド用の凹状溝19が上面あるいは下面まで切り欠かれている場合には、脚部21、22及び接続部23が一体化されていても凸状ガイド28を凹状溝19に挿入嵌合させることができるのでこのような一体化構成であってもよい。

【0127】

次に、第4実施の形態を、図面を参照しながら説明する。図13及び図14は本発明の第4実施の形態によるスタンド付きタブレットパーソナルコンピュータに係り、図13は、タブレットパーソナルコンピュータ29にスタンド30を装着した状態の斜視図である。図13に示すように、パーソナルコンピュータ29筐体の背面の中央部に上下に伸びるガイド用の幅広の凹状溝31が設けられている。

【0128】

スタンド30は、図14に示すように第1部材32と第2部材33とねじり方向に弾性力を有する弾性部材(ねじりバネ)34から構成されている。第1部材32は、装着部35と半円状の接地面を持つ脚部36と軸部37aから構成される。軸部37aは、連結用の第1の凸軸38を有している。第2部材33は、装着部35と半円状の接地面を持つ脚部36と軸部37bから構成される。軸部37bは、連結用の第1の凹軸39を有している。装着部35の先端部外側側面には、図14の上下方向に伸びる凸状ガイド40が形成されている。軸部37aと軸部37bを連結させるとき、ねじりバネ34のらせん部分に第1の凸軸38を挿入貫通させて第1の凹軸39に嵌合させる。スタンド30においては、2つの脚部36を指でつまむ等で互いに接近させると2つの装着部35同士も接近する。指を離すと、弾性部材34の弾性力により脚部36同士及び装着部同士35が遠ざかる(元に戻る)。

【0129】

次に、パーソナルコンピュータ29の設置角度の調節について説明する。

図13に示すように、パーソナルコンピュータ29の背面に形成された凹状溝31の両内側面に、スタンド30の装着部35の先端部外側面に形成された凸状ガイド40を嵌合させることで、スタンド30をパーソナルコンピュータ29の背面に装着させる。このとき、スタンド30の装着部35は、弾性部材34の弾性力により凹状溝31内に適度な力で押圧されるため、摩擦力によりその位置・状態が保持される。2つの脚部36を指でつまむと押圧力が弱まり、溝31内を摺動できる。

【0130】

第1実施の形態と同様に、スタンド30をパーソナルコンピュータ29の接地面側の方に摺動させると、パーソナルコンピュータ29の設置角度は90度に近づく。反対に、スタンド30をパーソナルコンピュータ29の接地面側とは反対の方向に摺動させると、パーソナルコンピュータ29の設置角度は鋭角になり、より傾いた状態となる。

【0131】

次に、本発明の第5実施の形態を、図面を用いて説明する。図15及び図16は、本発明の第5実施の形態によるスタンド付きタブレットパーソナルコンピュータに係り、図15は、タブレットパーソナルコンピュータ41にスタンド42を装着した状態の図である。図15に示すように、パーソナルコンピュータ41の背面には、上下方向に伸びるガイド

10

20

30

40

50

用の凹状溝 4 3 が 2 つ隣接して設けられている。

【 0 1 3 2 】

スタンド 4 2 は、図 1 6 に示すように第 1 部材 4 4 と第 2 部材 4 5 とねじり方向に弾性力を有する弾性部材（ねじりバネ）4 6 から構成されている。第 1 部材 4 4 は、装着部 4 7 と円形状の接地面を有する脚部 4 8、装着部 4 7 の内面に形成された軸部 4 9 a から構成されており、軸部 4 9 a には連結用の第 1 の凸軸 5 0 が設けられている。第 2 部材 4 5 は、装着部 4 7 と円形状の接地面を有する脚部 4 8 と装着部 4 7 の内面に形成された軸部 4 9 b から構成されており、軸部 4 9 b には連結用の第 1 の凹軸 5 1 が設けられている。

【 0 1 3 3 】

装着部 4 7 の先端には、面取り用の切り欠き部 5 2 が形成されている。

軸部 4 9 a と軸部 4 9 b とを連結させるとき、ねじりバネ 4 6 のらせん部分に第 1 の凸軸 5 0 を挿入貫通させて、第 1 の凹軸 5 1 に嵌合させる。スタンド 4 2 においては、2 つの脚部 4 8 を指でつまむ等で互いに接近させると 2 つの装着部 4 7 の先端部は離れる。指を離すと、弾性部材 4 6 の弾性力により脚部 4 8 同士は遠ざかり、装着部 4 7 同士は接近する（元に戻る）。

【 0 1 3 4 】

次に、パーソナルコンピュータ 4 1 の設置角度の調整について説明する。

図 1 5 に示すように、パーソナルコンピュータ 4 1 の背面に形成された隣接する 2 つの凹状溝 4 3 にスタンド 4 2 の装着部 4 7 を嵌合させることで、スタンド 4 2 はパーソナルコンピュータ 4 1 の背面に装着される。

このとき、スタンド 4 2 の装着部 4 7 の先端は面取り（切り欠き部 5 2）されており凹状溝 4 3 内側面に無理なく接触し、弾性部材 4 6 の弾性力により 2 つの凹状溝 4 3 内に適度な力で押圧されるため、摩擦力によりその位置・状態が保持される。2 つの脚部 4 8 を指でつまむと押圧力が弱まり、溝 4 3 内を摺動できる。

【 0 1 3 5 】

第 1 実施の形態と同様に、スタンド 4 2 をパーソナルコンピュータ 4 1 の接地面側の方に摺動させると、パーソナルコンピュータの設置角度は 9 0 度に近づく。

逆に、スタンド 4 2 をパーソナルコンピュータ 4 1 の接地面側とは反対の方向に摺動させると、パーソナルコンピュータ筐体の設置角度が鋭角となり、より傾いた状態となる。

【 0 1 3 6 】

次に、本発明の第 6 実施の形態を、図面を用いて説明する。図 1 7 及び図 1 8 は、本発明の第 5 実施の形態によるスタンド付きタブレットパーソナルコンピュータに係り、図 1 7 は、パーソナルコンピュータ 5 3 にスタンド 5 4 を装着した状態の背面斜視図である。図 1 7 に示すように、パーソナルコンピュータ 5 3 の背面には、ガイド用の凹状溝 5 5 が 2 つ設けられている。

【 0 1 3 7 】

スタンド 5 4 は、図 1 8 8 で示すように、装着部 5 6 と円柱状の脚部 5 7 から構成されている。このスタンド 5 4 は、装着部 5 6 の先端部を凹状溝 5 5 に各々摺動可能に嵌合させることで、スタンド 5 4 の設置角度を調節することが可能となる。

【 0 1 3 8 】

第 1 実施の形態と同様に、スタンド 5 4 をパーソナルコンピュータ 5 3 の接地面側の方に摺動させると、パーソナルコンピュータ 5 3 の設置角度は 9 0 度に近づく。逆に、スタンド 5 4 をパーソナルコンピュータ 5 3 の接地面側とは反対の方向に摺動させると、パーソナルコンピュータ 5 3 の設置角度は鋭角となり、より傾いた状態となる。

【 0 1 3 9 】

パーソナルコンピュータ 5 3 の設置角度の固定は、スタンド 5 4 の装着部 5 6 と凹状溝 5 5 との間に適度な摩擦力を持たせておくことにより設置角度を安定させることができる。

【 0 1 4 0 】

以上説明した各実施形態においては、パーソナルコンピュータの設置角度の固定をより確実にするために、ゴムなどの摩擦力を有する摩擦部材をスタンドの装着部、先端部、凸状

10

20

30

40

50

ガイド、パーソナルコンピュータの凹状溝に使用して摩擦力を強化するようにしてもよい。

また、パーソナルコンピュータの接地面、スタンドの脚部、接続部にゴムなどの摩擦部材を使用して摩擦力を増大させるようにしてもよい。

さらに、特開平4-152608号公報に記載されているような、電流を流すと電磁力が消滅し、電流を止めると電磁力が生じる電磁石をタブレットパーソナルコンピュータ筐体及びスタンドに用いることにより、タブレットパーソナルコンピュータの設置角度を安定させることも可能である。

【0141】

また、各実施形態において、スタンドの脚部、接続部は説明のために円状、円柱状、半円状等としているが、それ以外の形状も使用可能である。 10

また、スタンドの脚部に、スピーカを設けることも可能である。

さらに、スタンド内部に、光学ディスクドライブや磁気ディスクドライブのような、パーソナルコンピュータの周辺機器の機能を持たせることも可能である。この場合、パーソナルコンピュータとスタンド内周辺機器との間のデータ通信は、Bluetoothや無線LANなどの無線通信機能を利用することができる。また、無線ではなく有線により接続してもよい。

【0142】

また、各実施形態において、タブレットパーソナルコンピュータを用いて説明したが、タブレットパーソナルコンピュータの代わりに、それ以外の情報処理端末、例えばPDA等、あるいはディスプレイ等のような表示装置を用いることも可能である。 20

【0143】

さらに、各実施形態において、情報処理端末の表示部にタブレット機構又はタッチパネル機構が積層されていてもよい。

各実施形態で示した情報処理端末の構造は、本発明を実施する場合の一例を示したものに過ぎず、これらの構成によって本考案の技術的範囲が限定的に解釈されるものではない。

【0144】

【発明の効果】

以上のように、本願発明によれば、タブレットパーソナルコンピュータに形成されたガイド用の凹状溝に対して、スタンドの装着部を摺動可能に嵌合させることにより、タブレットパーソナルコンピュータの設置角度を容易に調節することが可能である。 30

【図面の簡単な説明】

【図1】図1は、第1実施の形態に係り、上筐体に対して下筐体を開いた状態を示す正面図及び側面図である。

【図2】図2は、第1実施の形態に係り、連結機構5を詳細に説明するための分解斜視図である。

【図3】図3は、第1実施の形態に係り、上筐体と下筐体とを接近させた状態を示す側面図である。

【図4】図4は、第1実施の形態に係り、スタンドの構成を示す斜視図である。

【図5】図5は、第1実施の形態に係り、図3のa-a'断面図である。

【図6】図6は第1実施の形態に係り、タブレットパーソナルコンピュータにスタンドを装着した上面図である。 40

【図7】図7は、スタンドを移動によるタブレットパーソナルコンピュータの傾きの変化を示す側面図である。

【図8】図8は、第2実施の形態に係り、タブレットパーソナルコンピュータにスタンドを装着した状態を示す斜視図である。

【図9】図9は、第2実施の形態に係り、スタンドの構成を示す斜視図である。

【図10】図10は、第3実施の形態に係り、タブレットパーソナルコンピュータにスタンドを装着した状態を示す斜視図である。

【図11】図11は、第3実施の形態に係り、タブレットパーソナルコンピュータとスタンドとの装着の過程を示す斜視図である。 50

【図 1 2】図 1 2 は、第 3 実施の形態に係り、スタンドの構成を示す斜視図である。

【図 1 3】図 1 3 は、第 4 実施の形態に係り、タブレットパーソナルコンピュータにスタンドを取り付けた状態を示す斜視図である。

【図 1 4】図 1 4 は、第 4 実施の形態に係り、スタンドの構成を示す斜視図である。

【図 1 5】図 1 5 は、第 5 実施の形態に係り、タブレットパーソナルコンピュータにスタンドを取り付けた状態を示す斜視図である。

【図 1 6】図 1 6 は、第 5 実施の形態に係り、スタンドの構成を示す斜視図である。

【図 1 7】図 1 7 は、第 6 実施の形態に係り、タブレットパーソナルコンピュータにスタンドを取り付けた状態を示す斜視図である。

【図 1 8】図 1 8 は、第 6 実施の形態に係り、スタンドの構成を示す斜視図である。

10

【符号の説明】

1：タブレットパーソナルコンピュータ

2：上筐体

3：下筐体

4：表示部

5：連結機構

6：スタンド

7：装着部

8：脚部

9：凹状溝

20

10：凸状ガイド

11：凹部

12：タブレットパーソナルコンピュータ

13：スタンド

14：凹状溝

15：装着部

16：脚部

17：タブレットパーソナルコンピュータ

18：スタンド

19：凹状溝

30

20：装着部

21：脚部

22：脚部

23：接続部

24：第 1 の凹部

25：第 1 の凸部

26：第 2 の凹部

27：第 2 の凸部

28：凸状ガイド

29：タブレットパーソナルコンピュータ

40

30：スタンド

31：凹状溝

32：第 1 部材

33：第 2 部材

34：弾性部材

35：装着部

36：脚部

37：軸部

38：第 1 の凸軸

39：第 1 の凹軸

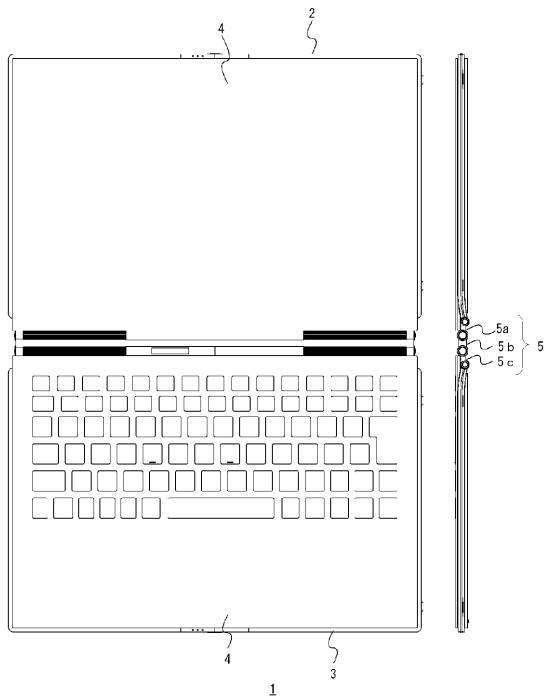
50

- 40 : 凸状ガイド
- 41 : タブレットパーソナルコンピュータ
- 42 : スタンド
- 43 : 凹状溝
- 44 : 第1部材
- 45 : 第2部材
- 46 : 弾性部材
- 47 : 装着部
- 48 : 脚部
- 49 : 軸部
- 50 : 第1の凸軸
- 51 : 第1の凹軸
- 52 : 切り欠き部
- 53 : タブレットパーソナルコンピュータ
- 54 : スタンド
- 55 : 凹状溝
- 56 : 装着部
- 57 : 脚部
- 58 : 回動支持部材
- 59 : 回動支持部材
- 60 : 回動支持部材
- 61 : 回動支持部材
- 62 : 回動支持部材

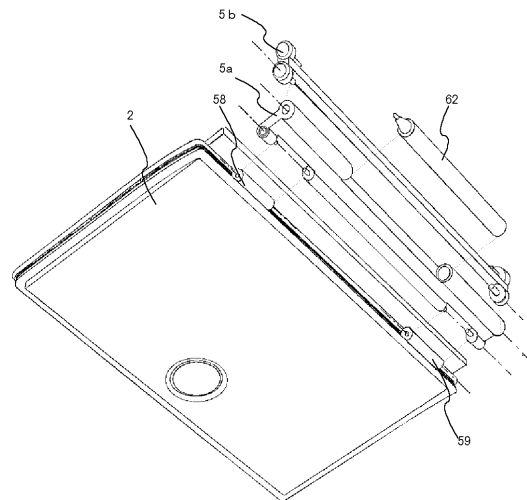
10

20

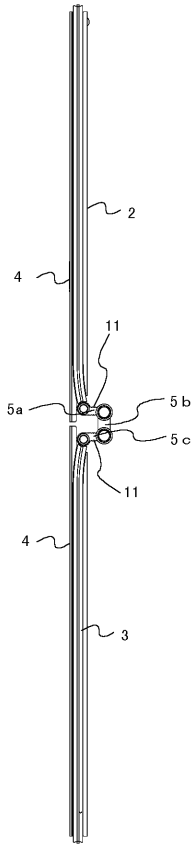
【図1】



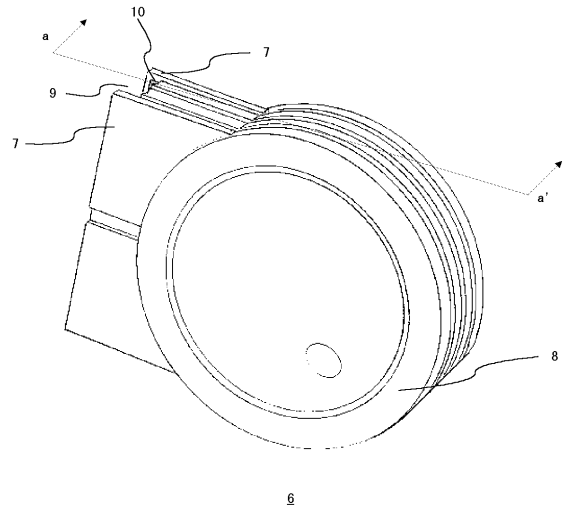
【図2】



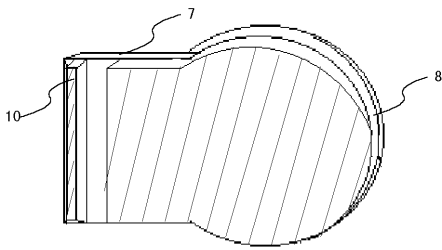
【 図 3 】



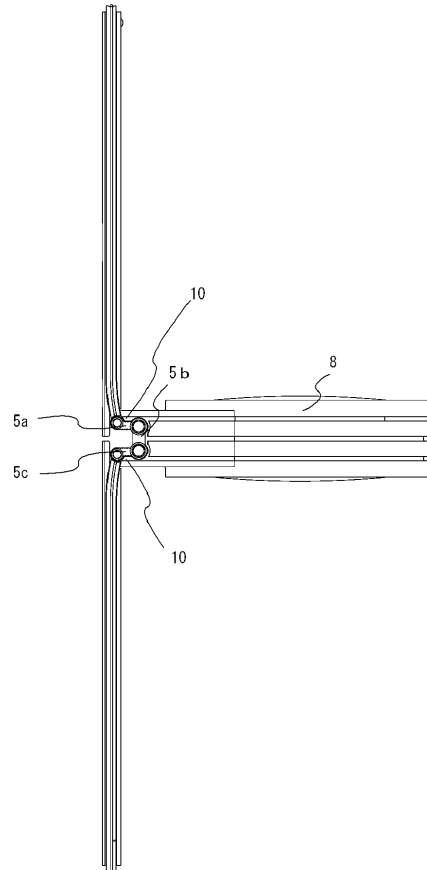
【 図 4 】



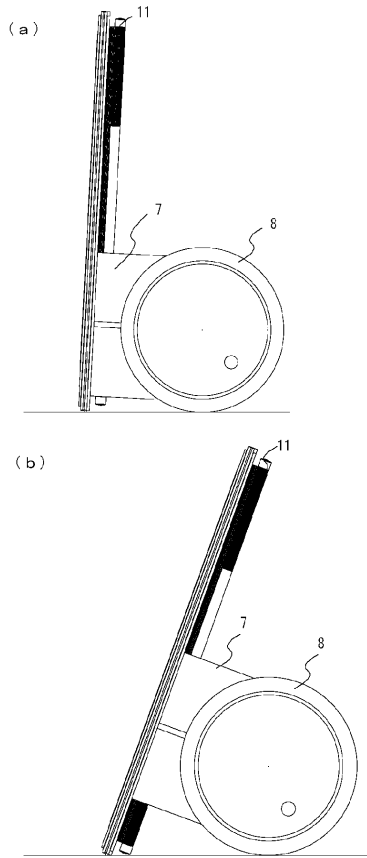
【 図 5 】



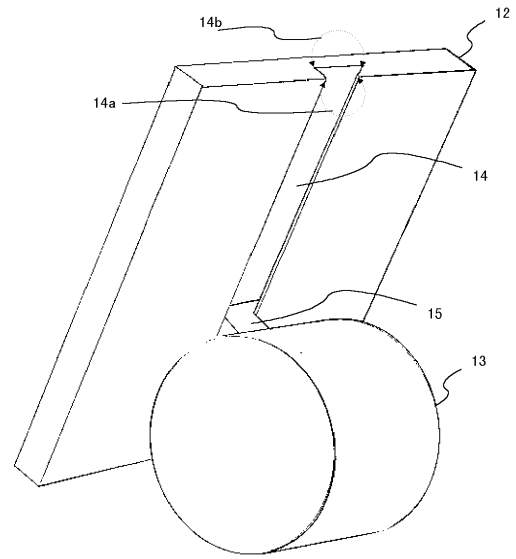
【 図 6 】



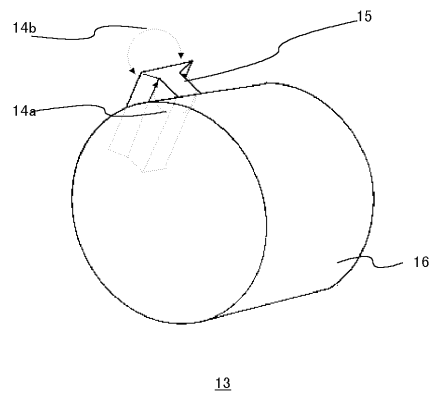
【 図 7 】



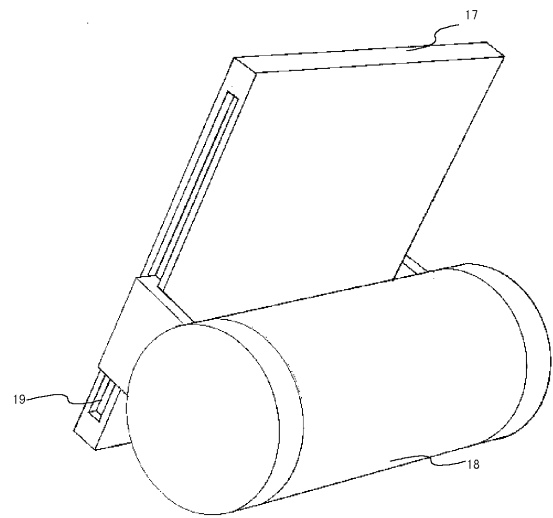
【 図 8 】



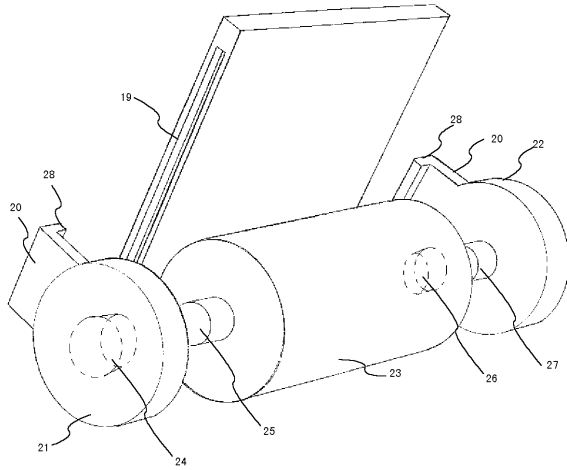
【 図 9 】



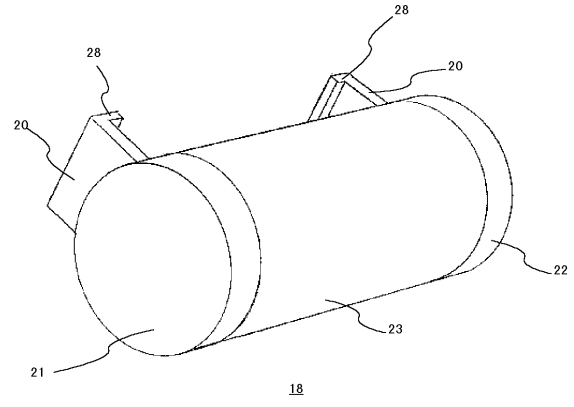
【 図 10 】



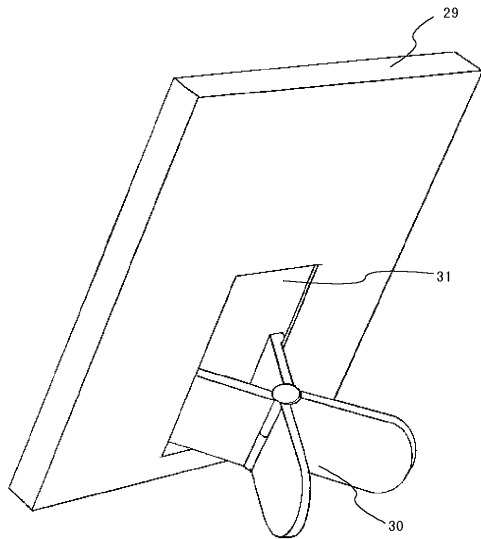
【 図 1 1 】



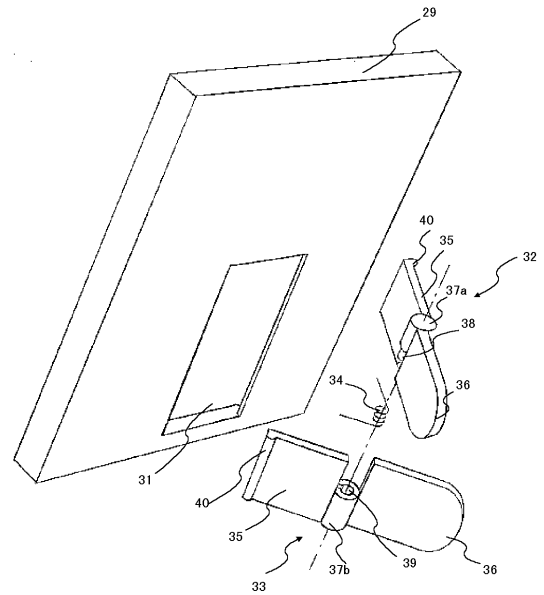
【 図 1 2 】



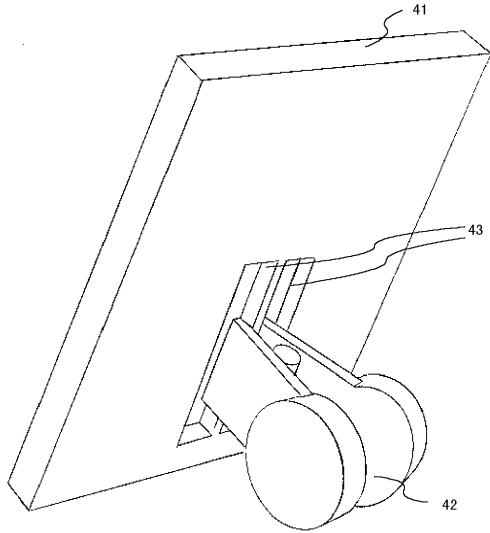
【 図 1 3 】



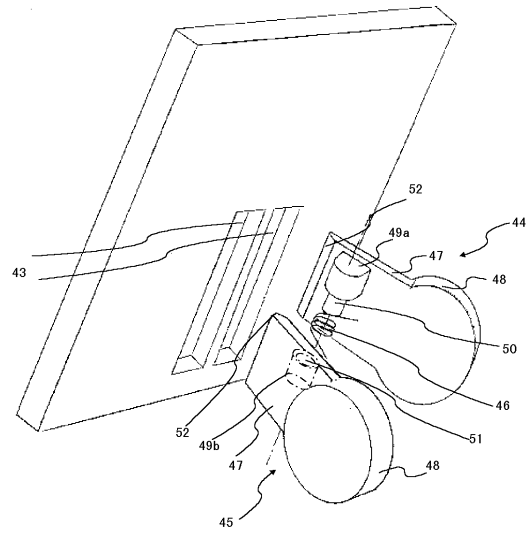
【 図 1 4 】



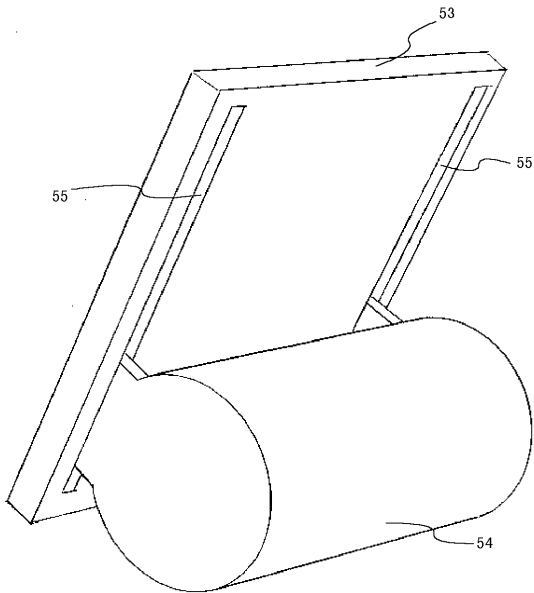
【 図 1 5 】



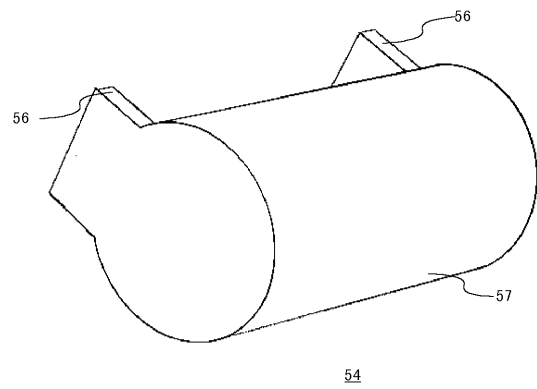
【 図 1 6 】



【 図 1 7 】



【 図 1 8 】



フロントページの続き

(72)発明者 根本 実

東京都港区高輪二丁目20番36号

株式会社エヌイーシーデザイン内

審査官 安島 智也

(56)参考文献 特開平09-305259(JP,A)

特開平10-143086(JP,A)

特開2002-340283(JP,A)

特開平10-301667(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F 1/16

G06F 15/02

G09F 9/00